

サンセイランディック大阪便り Vol.36

平成26年12号

不動産 よもやま話

今年も早いもので師走です。忘年会やクリスマス、年賀状の準備や大掃除と、毎年の事ながら気忙しい時期ですね。寒い日が続きますが、新しい年を気持ちよく迎える為にも、頑張って乗り切りたいものです。さて今回ですが、各地で問題になっている大掃除どころか普段の掃除もやっていないだろう「ごみ屋敷」について。

先日、私の住む京都市で「ごみ屋敷条例」が制定されました。対象となるのは、自宅に「ごみ」を山積みし、放置されている建物や敷地の他、雑草が生い茂るなど衛生、防犯の面で「不良な生活環境」となっているケースです。市は居住者の意思に従いながら生活相談を行い、必要があれば、立ち入り調査を行います。正当な理由なく立ち入り調査や質問を拒否する場合は、氏名公表、過料の徴収をするという、ごみ屋敷対策で先行する東京都足立区や大阪市の条例よりも、居住者にとって厳しい規定も盛り込まれました。調査結果をもとに指導・勧告が行われますが、危害が及ぶ場合は即時、行政代執行する規定もあります。改善命令を出す時は「必要に応じて有識者の意見を聴取する」としており、諮問機関の審議を受けなければならない足立区や大阪市よりも居住者に厳しい姿勢が指摘されています。

一般に「ごみ」とされる物についても法的には所有権が存在しており、第三者から見て明らかにごみが堆積していても、本人が「ごみではない」とした場合、近隣住民や行政が介入し、強制的に排除することが困難でした。また私有地の場合、正当な理由なく立ち入れば住居侵入罪などが適用され、問題が難しくなっていました。それらに対しては、このごみ対策条例制定により、問題解消へ一歩進んだ形といえるでしょう。但し一方、ごみ屋敷を作ってしまう居住者の多くが、認知症の独居高齢者であったり、何かしら精神障害が関連していることもあります。共通して地域社会から孤立しており、他人に対して猜疑的になっているのにもかかわらず、いきなり行政が介入するのは不信感を生むだけではないかとの見方もあります。

医療や福祉の支援を含め、ごみ屋敷の居住者をいかに孤立から救えるか、個別の事情に応じた専門家や地域住民を交えて、対策を一緒に考える仕組みが必要です。しかしなかなか解消されないごみ屋敷問題について、ごみ屋敷周辺の迷惑を被っている住民の気持ちを考えれば、厳しい規定も必要なかもしれません。今後も続いて行くだろう難しい問題です。

社員の 独り言

突然ですが「木こりのジレンマ」というお話をご存知でしょうか？仕事の能率を考えず身の回りの整理整頓をしない限り、無意識の内に不要なものが蓄積され、それに従い仕事の能率や体力も落ちていく事の例え話です。

「あるところに、新しい斧を手に入れた木こりが居ました。一日目、彼はその新しい斧で十本の木を切り倒すことが出来ました。日を追うごとに彼はより長時間、より懸命に仕事に精を出すようになっていました。ですが、切り倒す木の本数は、それに反比例して少なくなっていました。それを見た仲間がアドバイスをします。

『なぜ、斧の刃を砥がないのだ。ポロポロになっているのに砥がないままでやっているのだから、木がなかなか切り倒せないのは当たり前じゃないか。』すると、働き者の木こりがこう答えました。『僕はそんな事をしている暇が無いほど忙しい。もっと多くの木を切り倒さなければならないのだから。』

年末、師走のこの時期、私達も同じようなジレンマに陥っていないか、たまに手を止めて立ち止まり自分を見つめ直さなければ、と気付かされるお話です。年内にあれも！これも！と忙しくしている割に一向に仕事が捗らないのは、落ち着いて仕事の整理をせず、優先順位を考えず闇雲にやっている内に仕事の効率は落ち、ただ疲れだけが溜まっていく…そんな状況に陥る前に、しっかりと斧を砥いでコンディションを整える時間が、忙しい時こそ必要なかもしれません。



証券コード:3277

底地・居付き、買います。

株式会社サンセイランディック 大阪支店
〒541-0046 大阪市中央区平野町3-6-1
あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル3階
TEL: 06-4706-0040 FAX: 06-4706-0045

底地くん

